



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（平和・地域外交課） 1
- 区営土地改良事業施行の認可・2件（村づくり計画課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課） 2
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件（水産課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定・2件（海岸防災課） 3
- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出（都市計画・モノレール課） 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（八重山土木事務所） 6

公 告

- 決算不認定に係る措置の報告（財政課） 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 8
- 建設業者の許可の取消し・2件（技術・建設業課） 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・4件（下水道事務所） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・5件（下水道事務所） 15
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 23
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所） 24

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・子ども医療センター） 26
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・子ども医療センター） 27
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院） 29

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 29

告 示

沖縄県告示第48号

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第16条第1項の規定により、平和の礎の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 公益財団法人沖縄県平和祈念財団 糸満市宇摩文仁444番地
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

沖縄県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 大川第2地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和7年1月23日

沖縄県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 大川第3-1地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和7年1月23日

沖縄県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣島土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字大川地内（大川第2地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年1月14日から同年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣島土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字大川地内（大川第3-1地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年1月14日から同年3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字北55番4、60番2

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡南大東村字南255番5、255番6
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

沖縄県告示第55号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、那覇北加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第56号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、渡嘉敷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和7年2月14日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥武山米須線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	豊見城市字高嶺360番1から糸満市字武富162番1まで	20.0m ～ 25.2m	59.8m
新	豊見城市字高嶺360番1から糸満市字武富162番1まで	20.0m ～ 25.2m	59.8m

沖縄県告示第58号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 金武浜田原地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から24号までを順次結んだ線及び標柱1号と24号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4339番1から4339番4まで	1
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	2
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	3
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	4
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	5
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	6
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	7
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番10	8
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番8	9
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番7	10
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4272番1	11
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番1	12
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番46地先里道	13
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番46地先里道	14
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4239番49地先里道	15
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4232番1	16
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4231番	17
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4233番2	18
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4233番2	19
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4233番	20
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4234番7	21
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4238番2	22
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4238番1	23
国頭郡	金武町	金武	浜田原	4238番1	24

沖縄県告示第59号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 浦添市沢岬(3)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	地番	標柱番号
浦添市	沢岬一丁目	307番	1
浦添市	沢岬一丁目	307番	2
浦添市	沢岬一丁目	307番	3
浦添市	沢岬一丁目	307番	4
浦添市	沢岬一丁目	345番	5
浦添市	沢岬一丁目	354番10	6
浦添市	沢岬一丁目	360番1	7
浦添市	沢岬一丁目	361番1	8
浦添市	沢岬一丁目	307番1	9
浦添市	沢岬一丁目	122番	10
浦添市	沢岬一丁目	124番	11
浦添市	沢岬一丁目	124番	12
浦添市	沢岬一丁目	125番	13
浦添市	沢岬一丁目	126番	14
浦添市	沢岬一丁目	191番	15
浦添市	沢岬一丁目	192番	16
浦添市	沢岬一丁目	197番1	17

沖縄県告示第60号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、八重瀬町から那覇広域都市計画事業屋宜原土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があった。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第61号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年12月19日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字大湾西原741番13

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 83.12メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

沖縄県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県八重山土木事務所長 山 根 博 文

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年5月14日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里撫原281番1及び282番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 79.71メートル
 - (2) 幅員 4.70メートル

沖縄県告示第63号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県八重山土木事務所長 山 根 博 文

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和6年11月19日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字石垣東嵩原747番7、748番7及び748番10
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 142.37メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、令和6年11月26日県議会において不認定とされた令和5年度沖縄県一般会計決算に係る措置の内容を次のとおり公表する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 令和5年度沖縄県一般会計決算の認定に係る議決の内容

県は、平成27年度ワシントン駐在員活動事業において、県が100パーセント出資する Okinawa Prefecture DC Office, Inc（以下「ワシントンDCオフィス社」という。）を設立し、現在まで駐在職員はこの法人の役員の地位を兼ねて活動しているが、その設立について県が意思決定をした文書が確認できず、また、地方自治法に基づく議会への経営状況報告など、法令に定められた手続がなされていないことなどが分かった。

このため、令和6年第4回沖縄県議会定例会11月26日の会議において、令和5年度ワシントン駐在員活動事業を含む令和5年度沖縄県一般会計決算の認定に関する認定第1号議案が否決された。

2 決算特別委員会における主な指摘事項

- (1) 法人設立等の経緯
- (2) 日本の法令への適合性

ア 出資に伴って取得した株式の管理

イ 経営状況に係る議会への報告

ウ 営利企業従事の許可

(3) 米国の法令への適合性

3 調査の結果及び対応状況

(1) 法人設立等の経緯

ア 目的

沖縄県では、平成27年度から米国ワシントンD. C.（以下「コロンビア特別区」という。）に駐在職員を配置しており、駐在職員は沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等をその担当事務としている。

駐在職員は、米国の外国代理人登録法（FARA）、移民国籍法等の法制度に即して活動する必要があることから、米国において、コロンビア特別区の法令に基づき、日本の株式会社に相当する形態の法人として、ワシントンDCオフィス社を平成27年5月8日に設立し、駐在職員は同社の役員として査証を取得している。

イ 法人設立に係る庁内手続

駐在が活動するに当たって、何らかの法人を設立する必要性が把握されていたことはうかがえるものの、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立することを明確に決定した文書が残されていない。

このため、令和6年12月24日付けで、法人の設立を追認し、必要な手続を整理するための文書を決裁し、手続上の整理を行った。

(2) 日本の法令への適合性

ア 出資に伴って取得した株式の管理

法人設立に伴って取得した株式は、公有財産である有価証券として、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）第55条に基づいて公有財産台帳に登録し管理すべきものであったが、適切に管理されていなかった。

このため、取得した株式を令和6年12月24日に公有財産管理台帳に登録し、同月27日に出納事務局に送付するとともに、総務部管財課に報告した。

イ 経営状況に係る議会への報告

ワシントンDCオフィス社については、地方自治法第243条の3第2項に基づいて、県が出資した団体として、その経営状況を議会に報告すべきだが、報告されていなかった。

このため、設立初年度からの経営状況報告書を作成し、同法第233条第7項に基づく報告と併せて提出した。

ウ 営利企業従事の許可

ワシントンDCオフィス社は営利を目的とした活動を行っていないものの、その設立根拠となるコロンビア特別区の法令上、日本の株式会社と同種又は類似する会社に相当することから、駐在職員がワシントンDCオフィス社の役員を兼ねる際は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条に基づき、営利企業への従事許可を得る必要があるが、これまでその手続が行われていなかった。

このため、現在駐在している職員は、令和6年12月25日付けで営利企業従事許可を申請し、翌26日付けで許可を得た。併せて、取締役会などワシントンDCオフィス社固有の業務に従事する場合には、職務専念義務を免除することとした。

(3) 米国の法令への適合性

ワシントンDCオフィス社は、コロンビア特別区に基本定款を登記し、法人の成立について、コロンビア特別区から認証されている。

駐在職員の査証については、ワシントンDCオフィス社が沖縄県の全額出資により設立されたことを明記し、駐在の職務内容を詳しく説明した上で申請し、取得している。

駐在職員の担当事務である情報収集、情報発信等の活動を行うに当たっては、外国代理人登録法（FARA）に基づく登録を行い、同法に基づく報告が必要な活動内容については同法を所管する米国司法省に報告している。

このため、現時点において改善を要する重大な事項は認められないものの、引き続き、議会及び県民に対して丁寧な説明に努める。

4 今後の対応

- (1) 地方自治法第100条に基づいて設置されたワシントン駐在問題調査特別委員会による調査結果及び地方自治法第98条第2項に基づく監査の結果を踏まえ、適切に対応する。
- (2) 令和7年1月17日付けで、弁護士等の専門家及び有識者6人からなるワシントン駐在に関する調査検証委員会を設置した。同委員会は、会社設立の経緯等について、公平公正かつ客観的、専門的な立場で調査検証及び提言を行うことを目的としており、その結果を踏まえて米国における情報収集、情報発信等の取組の実施手法について、より良い方向性を見出す。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス東風平店・セブニーレブン八重瀬東風平西店 八重瀬町伊覇土地区画整理事業60街区5画地及び6画地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 五味肇、株式会社セブニーレブン・沖縄 那覇市松山1丁目3番9号 代表取締役 久鍋研二
- 3 法第8条第1項の規定による八重瀬町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年2月14日から同年3月14日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年8月13日
 - (2) 商号名 株式会社F A I T H
 - (3) 代表者名 宮城潤
 - (4) 所在地 浦添市西原一丁目4番16号まつけん第2ビル101号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14541号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年8月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年8月14日
 - (2) 商号名 株式会社総検エンジニア
 - (3) 代表者名 上地聡
 - (4) 所在地 沖縄市美原二丁目15番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第10736号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 令和6年8月14日
(2) 商号名 沖縄皇建海發株式会社
(3) 代表者名 王剛
(4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目10番8号めぐみ荘102
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13794号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和6年8月22日
(2) 商号名 有限会社丸政設備
(3) 代表者名 伊波ひろみ
(4) 所在地 恩納村字仲泊1229番地1 ツマサーハル103号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-6)第5729号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年8月22日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和6年8月27日
(2) 商号名 株式会社琉球ライフ
(3) 代表者名 宇良直也
(4) 所在地 那覇市久米2丁目11番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第11867号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年8月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和6年8月30日
(2) 商号名 株式会社ジイ企画
(3) 代表者名 津波衛
(4) 所在地 沖縄市胡屋一丁目11番15号エントピア202
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-5)第14589号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和6年9月2日
(2) 商号名 有限会社金武土建
(3) 代表者名 下川尚則
(4) 所在地 金武町字金武873番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第6026号、沖縄県知事 許可(般-1)第6026号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和6年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和6年9月3日
(2) 商号名 沖縄パナソニック特機株式会社
(3) 代表者名 玉山憲是
(4) 所在地 那覇市西2丁目15番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第1838号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和6年9月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年9月3日
 - (2) 商号名 糸数建装
 - (3) 代表者名 糸数照夫
 - (4) 所在地 西原町字我謝824番地の5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-6）第15147号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年9月4日
 - (2) 商号名 株式会社アールエスアール技研
 - (3) 代表者名 川田広子
 - (4) 所在地 宮古島市平良字下里1440番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第13811号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年9月5日
 - (2) 商号名 株式会社A+L i F E
 - (3) 代表者名 崎原克英
 - (4) 所在地 北中城村字屋宜原513番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第14746号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年9月11日
 - (2) 商号名 株式会社白金
 - (3) 代表者名 下地隼人
 - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝721番地16G L A N Z 白金ビル2-A
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14226号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月11日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和6年9月20日
 - (2) 商号名 有限会社神谷産業
 - (3) 代表者名 神谷善高
 - (4) 所在地 那覇市字大道75番地1 2F
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-1）第8843号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和6年9月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・11号
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 次亜塩素酸ナトリウム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 調達する物品等を安定的に供給できる者であること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 ポリ硫酸第二鉄
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 調達する物品等を安定的に供給できる者であること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
 - ウ 安定供給保証書
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
 - (3) 申請書等の受付期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施するポリ硫酸第二鉄の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 調達する物品等の種類 高分子凝集剤（脱水用）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 調達する物品等を安定的に供給できる者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書
ウ 安定供給保証書
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホー

ムページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

(3) 申請書等の受付期間 令和7年2月17日(月曜日)から同年3月5日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日(火曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する高分子凝集剤(脱水用)の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 調達する物品等の種類 消化ガス発電設備部品

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 過去5年間に消化ガス発電設備部品又はこれと類似する物に係る製造実績又は納入実績を有する者であること。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書

- ウ 納入実績証明書
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- (3) 申請書等の受付期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県下水道事務所が実施する消化ガス発電設備部品の調達に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 次亜塩素酸ナトリウム 918,700リットル（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和8年3月31日（火曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による次亜塩素酸ナトリウムの調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除

- く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和7年2月17日(月曜日)から同年3月4日(火曜日)まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年4月1日(火曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書の交付
- (1) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する期間 令和7年2月17日(月曜日)から同年3月4日(火曜日)まで
- (2) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
- (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和7年3月31日(月曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。

- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Sodium hypochlorite about 918,700l to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
- (2) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 1, 2025
- (3) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ポリ硫酸第二鉄 1,395,000キログラム（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和8年3月31日（火曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター及び沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるポリ硫酸第二鉄の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月1日（火曜日）午後3時
- (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書の交付
- (1) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
 - (2) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手續であり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和7年3月31日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polyferric sulfate about 1,395,000kg to be used at Naha Sewage Treatment Center and Ginowan Sewage Treatment Center
 - (2) DATE OF BIDS
3:00 p.m. April 1, 2025
 - (3) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤（脱水用） 101,520キログラム（予定）
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和8年3月31日（火曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤（脱水用）の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年4月2日（水曜日）午前9時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書の交付
 - (1) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
 - (2) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手續であり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和7年4月1日(火曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 101,520kg to be used at Naha Sewage Treatment Center
 - (2) DATE OF BIDS
9:30 a.m. April 2, 2025
 - (3) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 高分子凝集剤(脱水用) 69,389キログラム(予定)
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和8年3月31日(火曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所宜野湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手入するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による高分子凝集剤(脱水用)の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を手入するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和7年2月17日(月曜日)から同年3月5日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和7年2月17日(月曜日)から同年3月4日(火曜日)まで
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和7年4月2日（水曜日）午前10時30分
 - (2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書の交付
- (1) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
 - (2) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和7年4月1日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Polymer flocculant about 69,389kg to be used at Ginowan Sewage Treatment Center

- (2) DATE OF BIDS
10:30 a.m. April 2, 2025
- (3) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県下水道事務所長 比 嘉 久 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 消化ガス発電設備部品 一式
(2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
(3) 納入の期限 令和8年3月31日（火曜日）
(4) 納入の場所 沖縄県下水道事務所那覇浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による消化ガス発電設備部品の調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月5日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県下水道事務所 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
(2) 場所 沖縄県下水道事務所ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月2日（水曜日）午後2時
(2) 場所 沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6) 入札条件に違反した入札
(7) 連合その他不正の行為があった入札
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

- 8 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書の交付
- (1) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する期間 令和7年2月17日（月曜日）から同年3月4日（火曜日）まで
 - (2) 入札説明書、仕様書及び入札保証金説明書を交付する場所 沖縄県下水道事務所ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県下水道事務所
 - (2) 所在地 〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 - (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和7年4月1日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県下水道事務所に提出すること。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Parts of sewage digestion gas power generation facility 1set
 - (2) DEADLINE OF DELIVERY
March 31, 2026
 - (3) DATE OF BIDS
2:00 p.m. April 2, 2025
 - (4) POINT OF CONTACT
Sewage System Office
3-12-1 Isa, Ginowan City, Okinawa, Japan 901-2221
Telephone 098-898-5988

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年6月19日 沖縄県指令土第510号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄後原944番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字松川398番地L U C E 2 - A 大城あゆみ、那覇市字松川398番地L U C E 2 - A 大城昌史

- 5 検査済証番号 令和7年1月27日 第4978号
- 6 工事完了年月日 令和6年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月8日 沖縄県指令土第802号、令和6年2月15日 沖縄県指令土第78号（変更）、令和6年7月4日 沖縄県指令土第555号（変更）、令和6年11月28日 沖縄県指令土第845号（変更）、令和7年1月27日 沖縄県指令土第51号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 金武町字金武塩汲原3486番ほか2筆のそれぞれの一部、3418番2ほか15筆及び3418番6地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 金武町字金武1番地 金武町長 仲間一
- 5 検査済証番号 令和7年1月29日 第4979号
- 6 工事完了年月日 令和7年1月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年2月2日 沖縄県指令南土第51号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川新川原568番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字識名1146番地1 田島和也、八重瀬町字外間176番地1 県営外間高層住宅1013号 田島真由美
- 5 検査済証番号 令和6年9月27日 N第1627号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月31日 沖縄県指令南土第406号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原367番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平242番地ラフェリオ105 下地昌義
- 5 検査済証番号 令和6年10月3日 N第1628号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年7月18日 沖縄県指令南土第381号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原283番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地295番地1 グランドソレーユ303 與那嶺幸則
- 5 検査済証番号 令和6年10月7日 N第1629号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年5月24日 沖縄県指令南土第301号、令和6年10月8日 沖縄県指令南土第494号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長ナンズ川原724番及び725番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長131番地 大城繁
- 5 検査済証番号 令和6年10月9日 N第1630号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年11月10日 沖縄県指令南土第569号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原715番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市与儀三丁目17番9号 グランアルブル104 長濱伸樹
- 5 検査済証番号 令和6年10月15日 N第1631号
- 6 工事完了年月日 令和6年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年4月28日 沖縄県指令南土第261号、令和6年3月15日 沖縄県指令南土第92号（変更）、令和6年10月3日 沖縄県指令南土第489号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川崎山原59番ほか4筆及び61番6地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 代表取締役 千田哲也
- 5 検査済証番号 令和6年10月15日 N第1632号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年11月27日 沖縄県指令南土第589号、令和6年10月15日 沖縄県指令南土第507号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高安前原437番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市高安45番地 座安寿
- 5 検査済証番号 令和6年10月15日 N第1633号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年11月20日 沖縄県指令南土第585号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数賀数原134番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地259番地17警察本部豊見城宿舎301号 玉元亮毅
- 5 検査済証番号 令和6年10月25日 N第1634号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月15日 沖縄県指令南土第540号、令和5年9月19日 沖縄県指令南土第468号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根浜原1547番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平706番地の5コーポ暁403号 小嶺鷹介、糸満市字潮平706番地の5コーポ暁403号 小嶺若菜
- 5 検査済証番号 令和6年10月29日 N第1635号
- 6 工事完了年月日 令和6年10月11日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福 里 吉 充

- 1 調達する物品等の種類 生化・免疫検査システム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去2年間に、生化・免疫検査システム又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年

間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ その他入札説明書に定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配布

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 設備・調達課 〒901-1193 南風原町字新川118番1号 電話番号098-888-0123

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和7年3月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施する生化・免疫検査システムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福 里 吉 充

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 生化・免疫検査システム 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入の期限 令和8年1月30日
- (4) 納入の場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和7年2月14日付け沖縄県公報定期第5290号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による生化・免疫システムに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和7年3月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課 〒901-1193 南風原町字新川118番1号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和7年3月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年3月28日（金曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター会議室2及び会議室3
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和7年3月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課
 - (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番1号

- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1)の日時に5 (2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 7 年 3 月 26 日 (水曜日) 午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 3 (2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Biochemical automated analyzer and Immunoluminescence measurement device system 1 set
 - (2) DATE AND TIME FOR BIDS
1:30 p.m. March 28, 2025
 - (3) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center & Children's Medical Center
118-1 Arakawa Haebaru Town Okinawa, 901-1193 Japan
Telephone 098-888-0123

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 14 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 デジタル X 線透視撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目 12 番 3 号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 12 月 12 日
- 4 落札者の名称及び所在地 琉球放射線有限会社 代表取締役 伊佐浩 沖縄市中央一丁目 22 番 15 号
- 5 落札金額 32,712,900 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 11 月 1 日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法施行令 (昭和 25 年政令第 89 号) 第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和 7 年 2 月 14 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

施設の名称	所在地	変更年月日
琉球大学病院	(新) 宜野湾市字喜友名 1076 番地 (旧) 西原町字上原 207 番地	令和 7 年 1 月 6 日

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--